

電力の容量市場制度の見直しを求める意見書

平成28年4月から、電力の小売全面自由化が実施され、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになった。

一方で、電力の小売全面自由化や再生可能エネルギーの導入拡大による卸売電力市場の取引拡大・市場価格の低下が進むことで、売電収入が見込めないなどの理由から、発電所などの施設・設備の建設や建て替えが断念され、ひいては供給力不足による電気料金の高止まりを招くことが懸念されている。

こうした中、令和2年度から、発電所などの施設・設備の維持・更新費用や将来にわたり我が国全体の供給力を確実に確保し、卸電力市場価格の安定化を目的とした容量市場制度が導入されることとなった。これにより、発電事業者から市場管理者である電力広域的運営推進機関が必要な供給力をオークションによって一括確保し、小売電気事業者は電力広域的運営推進機関が確保する供給力への対価としての容量拠出金を負担することとなった。

しかし、容量市場制度については、広く認識されているとはいえ、オークションの積算根拠に疑問が生じる中、本年9月、初の容量市場メインオークション約定結果が公表され、約定価格が上限価格と同水準の高値となり、容量価値のある化石電源を保有していない小売電気事業者の衰退縮小や、電気料金を通じた消費者の負担の増加が危惧される結果となった。

よって、政府においては、容量市場制度に対する消費者への理解促進及び透明性確保を図るとともに、オークション結果を踏まえた容量市場制度について再検討し、必要な見直しを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）12月10日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣

（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに

市民ネットワーク北海道石川さわ子議員